

認知症対応型共同生活介護グループホーム百葉南部の郷 運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人百葉の会が、開設する認知症対応型共同生活介護・介護予防グループホーム百葉南部の郷（以下「施設」という。）が適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員が要介護・要支援状態にあるものに対し、適切な生活介護を提供することを目的とする。

(事業の目的)

第2条 認知症対応型共同生活介護・介護予防の事業は、要支援者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で、食事、排泄、入浴等の介護その他日常生活上のお世話、及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的とする。

(運営方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護・介護予防は、介護保険法ならびに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2. 利用者の意思・人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
3. 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
4. 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
5. 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(施設の名称・所在地)

第4条 1. 名称 グループホーム百葉南部の郷
2. 所在地 山梨県南巨摩郡南部町南部8058-1

(施設の職種・員数)

第5条 従業者の職種・員数は次のとおりとする。

ユニット①

1. 管理者 1名 (計画作成担当者兼務)
2. 介護支援専門員 1名
3. 介護職員 7名

ユニット②

1. 管理者 1名 (ユニット①の管理者兼務)
2. 計画作成担当者 1名 (介護職員兼務)
3. 介護職員 7名

(職務内容)

第6条 従業者の職務は次のとおりとする。

1. 管理者 従業者の管理及び業務の管理を統括し執行する。
2. 計画作成担当者 利用者の能力、本人、家族、介護者の希望、意見等を聞き、より良い生活が出来るよう計画を作成する。
3. 介護職員 利用者の健康管理、能力に応じ自立した生活が出来るよう介護計画により生活介護業務を行う。

(入所者定員及び居室数)

第7条 入所者の定員及び居室数はつぎのとおりとする。

ユニット①

1. 定員 9名
2. 居室 9室

ユニット②

1. 定員 9名
2. 居室 9室

(介護の内容)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防は、利用者の認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

2. 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に、資するよう、適切な技術をもって行うものとする。また利用者の人格を十分に配慮して実施するものとする。
3. 介護の提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
4. 介護は、介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
5. 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従事者が共同で行うように努めるものとする。
6. 職員は、利用者の趣味又は嗜好に応じ活動の支援に努めるものとする。
7. 事業者は介護の提供に当たり、当該利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
8. 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該施設外の者による介護を受けさせてはならない。

(利用料及びその他の費用)

第9条 指定認知症対応型生活介護を提供した場合の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2. 前項のほか、次に挙げる費用について利用者から受けることが出来る。

① 食材費	1日につき	1,400円
② 室料	1日につき	2,000円
③ 光熱水費	1日につき	700円
④ おむつ代		実費
⑤ 理美容代		実費
3. 利用者が、帰宅、入院等で外泊する場合、出発日、帰園(施設)日を除いて減免する。
4. 前2号に挙げるもののほか、生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものは、実費請求することとする。

(入所)

- 第10条 生活介護は、要介護者であって認知症の状態にあるもののうち、小人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。
2. 事業者は、入所申し込者の入所に際しては、主治医の診断書等により当該入所申込書が認知症の状態にあることを確認する。
 3. 事業者は、入所申込者に必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、他の事業者、施設、病院等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。
 4. 事業者は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴病歴等の把握に努めるものとする。

(退所)

- 第11条 事業者は、利用者の退所の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退所後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退所に必要な援助を行うものとする。
2. 事業者は、利用者の退所の際には、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うと共に、居宅介護支援事業者への情報の提供及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
 3. 事業者は、入居に際しては、入居の年月日及び入居している共同生活住宅の名称を、退所に際しては退所の年月日を、利用者の被保険者証に記載するものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第12条 事業者は、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入所申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所及び指定認知症対応生活介護の提供に関する契約を文書により締結するものとする。
2. 事業者は、入所者が入院治療を要する等、入所者に対し必要なサービスを提供することが困難な場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じるものとする。

(秘密保持)

第13条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2. 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第14条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第15条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(衛生管理)

第16条 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2. 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(身体拘束)

第17条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

(緊急時等における対応方法)

第18条 事業者は、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡・搬送する等の措置を講じるものとする

協力医療機関 南部町国民健康保険診療所

財団法人 身延山病院

桐戸歯科医院

2. 事業所は、サービス提供の確保、夜間における緊急時対応等のため、介護老人福祉施設と連携支援体制を整えるものとする。

介護老人福祉施設 社会福祉法人 湖成会 百恵の郷

(非常災害対策)

第19条 事業者は、火災、地震、風水害等非常災害に備えて、消火設備、非常放送設備、スプリンクラー設備、非常通報装置等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けると共に、非常災害に対して具体的な防災計画を立て、入居者も参加した訓練を年2回以上実施するものとする。

(記録の整備)

第20条 事業者は、日々の運営及び入所者等に対するサービスの提供等に関する事項を記録し、常時当該施設の状況を適正に把握するため、次に上げる記録を備えておくものとする。

2. 管理に関する記録
 - ① 施設日誌
 - ② 職員の勤務状況、給与、研修等に関する記録
 - ③ 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表
3. 入退所に関する記録
 - ① 入退所の経過及び結果
4. サービスに関する記録
 - ① 入所者等の台帳
 - ② 入所者等のケース記録
 - ③ 診療、看護、介護、機能訓練等の記録
 - ④ 診療録等診察に関する記録
 - ⑤ 献立及び食事に関する記録
5. 会計経理に関する記録
6. 施設及び構造設備に関する記録

(勤務体制の確保)

第21条 事業者は、利用者に対し、適切な生活介護を提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておくものとする。

2. 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることが出来るよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮するものとする。
3. 事業者は従事者の資質向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条

1. 事業者は、自らその提供する指定認知症対応型生活介護・介護予防の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
2. 介護サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現在抱える問題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき課題を把握し、利用者又はその家族の希望等を、従事者と協議の上サービス原案を作り、利用者に対して説明し同意を得るものとする。
3. 事業者は常に利用者の家族との連携をはかると共に、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
4. 事業者は、入所定員及び居室の定員を超えて入居させないものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
5. 事業者は居宅介護事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

6. 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該供給生活住宅から退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならないものとする。

(事業継続計画)

第23条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの地峡を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(感染症予防及びまん延防止)

第24条 事業者は、当事業所において感染症が発生、又はまん延しないよう感染症マニュアルに沿って対応を行う。

(虐待防止)

第25条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(その他)

第26条 この規程に定める事項のほか、必要事項は別に定める。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。